

医学技術振興事業補助金交付要綱

	平成 12 年 4 月 28 日 12 衛医計第 1 号
全部改正	平成 16 年 4 月 21 日 15 健医人第 2560 号
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日 22 福保医人第 2643 号
一部改正	平成 24 年 1 月 26 日 23 福保医人第 2045 号
一部改正	平成 25 年 6 月 27 日 25 福保医人第 730 号
一部改正	平成 26 年 3 月 27 日 25 福保医人第 2309 号
一部改正	平成 30 年 5 月 28 日 30 福保医人第 654 号
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日 30 福保医人第 2660 号
一部改正	令和 5 年 3 月 29 日 4 福保医人第 2747 号
一部改正	令和 5 年 10 月 11 日 5 保医医人第 658 号
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日 5 保医医人第 2113 号

第 1 目的

この事業は、補助事業者が行う会員の資質向上事業及び医療と健康に関する都民への普及啓発事業に対して補助を行うことにより、地域における保健医療の確保及び充実を図るとともに、患者中心の医療の実現を図ることを目的とする。

第 2 定義

- 1 この要綱において、資質向上事業とは、補助事業者の所属会員等に対する講習会及び研修会の開催など、資質向上対策として行う事業をいう。
- 2 この要綱において、普及啓発事業とは、都民向け講演会や相談会の開催、広報誌等の発行など、都民の医学知識の向上や健康の増進を目的として行う事業をいう。

第 3 補助事業者

この要綱による補助事業者は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人東京都医師会
- (2) 公益社団法人東京都歯科医師会

第 4 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者が行う資質向上事業及び普及啓発事業
- (2) 別表に定める補助対象団体が行う資質向上事業及び普及啓発事業に対し補助事業者を通じて補助する事業

第 5 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、第 4 に規定する補助対象事業に要する別表に定める経費とする。

第 6 補助金交付額

- 1 補助金の交付額は補助事業者及び補助対象団体ごとに経費を算定することとし、下記の(1)、(2)及び(3)の額を比較して少ない額を選定額とする。
 - (1) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
 - (2) 第 5 に規定する補助対象経費の額
 - (3) 東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める補助基準額
- 2 1 により選定された額に 2 分の 1 を乗じて得た額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第7 補助金の交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ別記第1号様式による交付申請書に関係書類を添えて、指定された期日までに知事に提出しなければならない。

第8 補助金の交付の決定

- 1 知事は、第7の規定による補助金の交付の申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 1の場合において、適正な交付を行うため、知事が必要と認めたときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

第9 補助金の交付の決定の通知

知事は、第8の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

第10 交付の条件

この補助金の交付の条件は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、知事は、補助事業に係る残務処理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助事業者は、補助事業が、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、その理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、下記の(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

- (1) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、(1)の報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合においては、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告等

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容及びこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- (2) 知事は、補助事業者が（1）の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

6 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る東京都の会計年度が終了したときは、別記第2号様式による事業実績報告書を指定された期日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

7 補助金の額の確定等

知事は、6の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件、その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。
- (2) （1）の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。
- (2) （1）の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領しているときにおいても適用する。

11 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、9の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをされた場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における11の（1）の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命

じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

(2) (1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

11の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

14 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、他に交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第11 補助金の交付

この補助金の交付は、原則として年1回概算払により行うものとする。

第12 申請の撤回

申請者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、補助金の交付の決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月28日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月26日から施行し、平成23年12月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月11日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別 表

1 補助事業者	2 補助対象団体	3 対象経費
東京都医師会	千代田区医師会、神田医師会、中央区医師会、日本橋医師会、港区医師会、文京区医師会、小石川医師会、下谷医師会、浅草医師会、墨田区医師会、江東区医師会、荒川区医師会、足立区医師会、葛飾区医師会、江戸川区医師会、新宿区医師会、目黒区医師会、世田谷区医師会、玉川医師会、渋谷区医師会、中野区医師会、杉並区医師会、品川区医師会、荏原医師会、大森医師会、田園調布医師会、蒲田医師会、北区医師会、豊島区医師会、板橋区医師会、練馬区医師会、西多摩医師会、北多摩医師会、調布市医師会、武蔵野市医師会、三鷹市医師会、府中市医師会、町田市医師会、西東京市医師会、東久留米市医師会、稲城市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、立川市医師会、小金井市医師会、小平市医師会、国分寺市医師会	補助事業者及び補助対象団体が実施する資質向上事業及び普及啓発事業に必要な次に掲げる経費 ①賃金 ②報償費（謝金） ③旅費 ④需用費（消耗品費、印刷製本費、諸費） ⑤役務費（通信運搬費） ⑥委託料 ⑦使用料及び賃借料（会場借料） ⑧備品購入費（5万円以上10万円未満のものに限る。） ⑨補助金（ただし、上記①～⑧に掲げる経費を対象としたものに限る。）
東京都歯科医師会	千代田区歯科医師会、麹町歯科医師会、丸の内歯科医師会、日本橋歯科医師会、京橋歯科医師会、港区芝歯科医師会、麻布赤坂歯科医師会、文京区歯科医師会、小石川歯科医師会、台東区歯科医師会、浅草歯科医師会、本所歯科医師会、向島歯科医師会、足立区歯科医師会、江東区歯科医師会、葛飾区歯科医師会、江戸川区歯科医師会、四谷牛込歯科医師会、新宿区歯科医師会、渋谷区歯科医師会、中野区歯科医師会、杉並区歯科医師会、品川歯科医師会、荏原歯科医師会、目黒区歯科医師会、大森歯科医師会、蒲田歯科医師会、世田谷区歯科医師会、玉川歯科医師会、豊島区歯科医師会、滝野川歯科医師会、北歯科医師会、荒川区歯科医師会、板橋区歯科医師会、練馬区歯科医師会、西多摩歯科医師会、八南歯科医師会、町田市歯科医師会、武蔵野市歯科医師会、府中市歯科医師会、国立市歯科医師会、三鷹市歯科医師会、小金井歯科医師会、国分寺市歯科医師会、東久留米市歯科医師会、立川市歯科医師会、小平市歯科医師会、東村山市歯科医師会、西東京市歯科医師会、武蔵村山市歯科医師会、昭島市歯科医師会、調布市歯科医師会、清瀬市歯科医師会、東大和市歯科医師会、狛江市歯科医師会	

第1号様式

番 年 月 日
号

東 京 都 知 事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
印

年度医学技術振興事業補助金の交付申請について

このことについて、下記により標記補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 医学技術振興事業所要額総括表（別紙1）
- 3 医学技術振興事業所要額調書（別紙2、2-1、2-2、2-3）
- 4 添付書類
 - （1）当該事業に関する歳入歳出予算書の抄本（別紙3）
 - （2）申請者の営む主な事業に関する書類
 - （3）申請者の資産及び負債に関する書類
 - （4）申請者印の印鑑証明書
 - （5）申請者の登記簿抄本
 - （6）その他参考となる書類

第2号様式

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名 印

年度医学技術振興事業補助金の実績報告について

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 医学技術振興事業所要額精算書総括表（別紙3）
- 2 医学技術振興事業所要額精算書（別紙4、4-1、4-2、4-3）
- 3 添付書類
（1）当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本（別紙3）
（2）その他参考となる書類

第3号様式

番 年 月 日 号

東京都知事殿

所在地
事業者名
代表者職氏名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった医学技術振興事業補助金について、医学技術振興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第10の6（2）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 要綱第10の7に基づく確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税法(昭和63年法律第108号)第30条の課税仕入に係る消費税額(要補助金返還相当額)

金 円

3 その他参考となる書類（2の積算内訳等）